

所沢市制施行65周年記念・所沢商工会議所創立65周年記念  
プレミアム付ところざわ商品券発行事業約款

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 所沢商工会議所（以下、「商工会議所」という。）は、地域消費者の購買意欲拡大等により地域経済と商業の活性化を図るため、プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）発行事業を行う。

2 商品券発行事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行及び事業の運営・管理等は商工会議所が行う。

2 商品券発行事業の円滑な管理運営を図るため商工会議所に実行委員会を設置する。

3 実行委員会の設置要綱は別に定める。

(実施期間)

第3条 商品券発行事業の実施期間は、平成27年4月1日から平成28年2月29日までとする。

(総発行額等)

第4条 商品券の発行総額は13億円とする。

2 発行総額のうち販売総額は、10億円とし、その30%にあたる3億円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の種類等)

第5条 発行する商品券の名称は「所沢市制施行65周年記念・所沢商工会議所創立65周年記念プレミアム付ところざわ商品券」とする。

2 発行する商品券の種類及び枚数は共通券として千円券を100万枚、専用券として500円券を60万枚とする。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額、期間、商品等
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 返品、返金、売買、譲渡の対応
- ⑤ 釣銭対応
- ⑥ 紛失、盗難等の免責
- ⑦ 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

(販売形式)

第7条 商品券の販売額は1冊1万円とし、1冊は千円券10枚と500円券6枚を一綴りとする「一綴割増方式」とする。

2 1冊16枚綴りのうち、千円券10枚を共通券、500円券6枚を専用券とし、専用券は大型店では使用できないものとする。

- 3 前項の専用券を使用できない大型店とは売場面積が1,000㎡を超える事業者で中小企業者でないものをいう。
- 4 所沢市内の3世代同居者に対する販売は1冊950円にて割引販売し、10万冊のうち1万冊分を限度に優遇する。

(販売対象者)

第8条 所沢市内在住者を優先して販売するものとするが、消費拡大の観点から所沢市外在住者も対象とする。

(販売限度額)

第9条 商品券の販売は一人あたり10冊を限度とし、3世代同居者に対する販売は一世帯あたり3冊までとする。

(販売方法等)

第10条 商品券の販売は専用応募ハガキ(一般用並びに3世代同居世帯用)により平成27年7月10日から平成27年7月31日(消印有効)までに予約申込みを行い、応募者多数の場合は抽選するものとする。

- 2 一般用専用応募ハガキの利用は一人あたり1枚とし、3世代同居世帯用専用応募ハガキの利用は一世帯あたり1枚とする。
- 3 商工会議所は予約申込者又は、当選者に対して商品券引換ハガキを発送し、本条第4項及び第5項に定める販売場所及び販売期間までに商品券引換ハガキと引換えることにより商品券を現金にて販売する。
- 4 販売場所は所沢市役所本庁舎、まちづくりセンター4ヶ所(柳瀬・富岡・松井・所沢)、小手指市民ギャラリーディア西棟、さやまがおか荘(狭山ヶ丘コミュニティセンター)とする。
- 5 販売期間は平成27年8月29日から平成27年8月31日までとする。

(予約販売の期間と残分の処理)

第11条 応募者が商品券販売数に満たなかった場合の申込予約又は、抽選による当選者の購入予約は前条第5項に定める期間に商品券を現金で購入しなければ、無効とする。

- 2 応募者が販売数に満たなかった場合の売れ残り商品券は平成27年9月1日より商工会議所にて直接販売等が行えるものとし、売切れた時点で終了する。
- 3 抽選による当選者の引換販売終了後の売れ残り商品券は落選者による二次抽選を行い、当選者に商品券引換ハガキを発送する。但し、3世代同居者に対する二次抽選は行わない。
- 4 二次抽選当選者への販売は平成27年9月17日から平成27年9月25日までの平日に商工会議所にて販売する。
- 5 二次抽選当選者の購入予約は前項に定める期間に商品券を現金で購入しなければ、当該予約は無効とする。
- 6 予約販売の無効による売れ残り商品券は平成27年9月28日より商工会議所にて直接販売が行えるものとし、売切れた時点で終了する。

(販売体制等)

第12条 商品券の販売は本約款第10条第4項並びに第11条第2項、第4項及び第6項に定める場所にて行う。

- 2 商工会議所は商品券及び商品券の売上代金の搬送並びに販売時における警備等について警備会社を指定する。
- 3 本約款第10条第4項及び第11条第4項に定める販売場所の責任者は販売用の商品券

を前項で指定する警備会社から受領し、所定の方法により商品券を販売するものとする。

- 4 本約款第10条第4項に定める販売場所の責任者は商品券の売上及び在庫を確認し、所定の方法により商品券の売上代金及び在庫商品券を本条第2項で指定する警備会社へ受け渡すものとする。
- 5 本条第2項で指定する警備会社は商品券の売上代金を商工会議所が指定する金融機関へ入金するものとする。
- 6 本約款第11条第2項、第4項及び第6項に定める販売場所の責任者は販売用の商品券を本条第2項で指定する警備会社から受領し、所定の方法により商品券を販売するものとする。
- 7 前項による販売場所の責任者はその日ごとに商品券の売上及び在庫を確認し、商品券の売上代金を本約款第25条第3項に定める口座に速やかに入金するものとする。

(販売周知)

第13条 販売の周知方法は次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 商工会議所会報「s o r a」
- ② 広報ところざわ
- ③ 商品券販売案内チラシ（専用応募ハガキつき）
- ④ その他

### 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第14条 商品券の利用期間は、平成27年9月1日から平成27年12月31日までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

第15条 商品券の利用は1回あたり13万円を限度とする。

(利用範囲)

第16条 商品券の利用範囲は、本約款第23条に基づく取扱店登録事業所において商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供とする。

(利用制限)

第17条 次に掲げるものは、商品券の利用対象外とする。

- ① 換金性の高いもの(金券、商品券、ビール券、ギフト券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
- ② 宝くじやたばこの購入費、出資や債務の支払い等
- ③ 土地家屋の購入代金や資産性の高いもの
- ④ 公共料金の支払い(電気、都市ガス、水道等)
- ⑤ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ⑦ 取扱店の指定するもの
- ⑧ その他国、埼玉県、所沢市、商工会議所が適当でないと思えたもの

(釣銭)

第18条 商品券の額面に満たない利用については本約款の趣旨を鑑み、原則として釣銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第19条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失等は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第20条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

#### 第4章 取扱店

(取扱店の登録資格)

第21条 商品券を取り扱うことのできる事業所（以下、「取扱店」という。）の登録資格は所沢市内の事業所等とする。

(取扱店の募集)

第22条 取扱店募集の周知方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 商工会議所会報「s o r a」
- ② 広報ところざわ
- ③ 新聞折込チラシ
- ④ その他

(取扱店の登録)

第23条 取扱店の登録を希望する事業所等は、商工会議所に登録申請書(様式1)を提出し、商工会議所の承認を得るものとする。

2 商工会議所は承認した事業所等へ商品券取扱店登録証明書(様式2)を発行する。

3 取扱店登録時の参加費は次の通りとする。

- ① 商工会議所及び所沢商店街連合会傘下の商店街会員事業所等：無料
- ② 前号に定める事業所等以外で本約款第7条第3項に定める事業所等：5万円
- ③ 本項第1号及び第2号に定める事業所等以外の事業所等：3万円

4 取扱店登録時の参加費は事務経費又は、換金のために使用する。

(換金期間)

第24条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、平成27年9月1日から平成28年1月20日までとし、換金期間を経過した商品券は無効とする。

(換金方法)

第25条 利用者から受け取った商品券は商工会議所と事務委託契約を締結した金融機関（以下、「協力金融機関」という。）の窓口にて換金する。

2 協力金融機関は次に掲げる金融機関における所沢市内の本・支店とする。

- ① 三菱東京UFJ銀行
- ② 埼玉りそな銀行
- ③ 武蔵野銀行
- ④ 東和銀行
- ⑤ 飯能信用金庫
- ⑥ 青梅信用金庫

3 商工会議所は協力金融機関に商品券換金用の預金口座を開設する。

4 取扱店は原則として協力金融機関に予め預金口座を開設するか、開設済みの口座を換金代金の入金先口座として指定する。

5 商品券の換金請求は協力金融機関の窓口取扱店の印などを押印した使用済み商品券を持ち込み、商品券取扱店登録証明書(様式2)を提示のうえ、商品券口座振替依頼書(様式3)

にて行うものとする。

- 6 協力金融機関は事務委託契約に基づき、原則として取扱店換金請求受付日から起算して5営業日までに次条に定める換金時負担金を差し引き、換金代金を本条第3項に定める口座より本条第4項に定める指定口座に入金するものとする。

(換金時負担金)

第26条 取扱店は次の通り換金の際に商品券額面金額の1%に相当する額を負担する。

- ① 額面千円の商品券1枚に対し、10円(税込)
- ② 額面500円の商品券1枚に対し、5円(税込)

2 換金時負担金は事務経費又は、換金のために使用する。

(取扱店の責務)

第27条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供を行うこと。
- ② 商工会議所が配付する取扱店ポスター等を見やすい場所に提示すること。
- ③ 他の商品券や共通券と専用券の違いを含め見本券等により取り扱いできる商品券であることを確認する。
- ④ 利用者から受け取った商品券には取扱店の印などを押印し、使用済商品券であることを明確にすること。
- ⑤ 他の取扱店の押印がある使用済み商品券や利用期間を過ぎた商品券は受け取りを拒否すること。
- ⑥ 見本券等を確認し、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会議所に申し出ること。
- ⑦ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑧ 取扱店が購入した商品券の直接換金は禁止する。
- ⑨ 商工会議所が商品券発行业に係る調査等を行う場合には拒むことなく協力すること。
- ⑩ 本約款に定める規則及び商工会議所からの指示事項。

2 本条に定める責務を怠ったことによる損害等責任の所在は取扱店にあるものとする。

(取扱店資格の喪失等)

第28条 本約款第15条、第17条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合には換金の拒否、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第29条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第30条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会議所に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(返還請求等)

第31条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合はプレミアム相当額の返還請求をし、発行団体で審議し決定した処置を取ることができる。

- ① 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- ② 商品券を担保に供し、又は、質入れをすること。

③ 取扱店自らの商品仕入等に利用すること。

④ その他商品券の目的に反する行為

(商工会議所の責務)

第32条 商工会議所は次に掲げる事項を執行しなければならない。

① 商品券の売上は換金のために使用すること。

② 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。

③ 商品券の保管は特に厳重に行うこと。

④ 商品券の盗難、紛失等が発生したときは速やかに取扱店及び協力金融機関に当該商品券番号を通知し、不正利用の防止に努めること。

⑤ 必要に応じ商品券発行业に係る利用実態等の調査を行うこと。

⑥ 上記の各号のほか、商品券発行业に必要な管理運営を行うこと。

(紛失等の責務)

第33条 商工会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会議所の責務とし、商工会議所は損害の補填をするものとする。

(その他)

第34条 商品券発行业についての問い合わせは次の通りとする。

① 商工会議所名 所沢商工会議所

② 所在地 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階

③ 電話 04-2922-2196

2 本約款に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要な事項は、本約款第2条第2項に規定する実行委員会の承認を得て商工会議所会頭が別に定める。

附 則

本約款は、平成27年4月28日から施行する。